国に対する
重点提案・要望事項

令和８年 10 月 22 日

長野県町村議会議長会

目　　次

１　議会への多様な人材参画・・・

１　議会への多様な人材参画

＜提案・要望内容＞

１　議員のなり手不足による地方自治の弱体化が将来的に我が国の民主主義にも影響を与え得ることを踏まえ、地方議会議員選挙の投票率の向上にとどまらず、無投票当選の弊害、地方議会の重要性について、積極的な情報発信を行うこと。

２　町村議会の議員報酬はそれだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、長との権衡を考慮し、若者や女性、会社員などが議会に参画できるよう、議員報酬に生活給的要素が含まれることを明確にすること。

　低額な議員報酬を改善するため、議員報酬の改定を行った町村については、報酬改定による増額が当該町村の行財政運営に影響を与えることがないよう直接的な財政措置を講じるとともに、地方交付税として措置される実際の議会費を充実し、その内容を明確化すること。

３　特別職報酬等審議会において、変動の速い今日の社会一般情勢にも適応した適正な審議が行われるよう、毎年度審議会を開催すること、議会の活動状況を把握している者を委員に任命すること及び審議の過程で議会側に意見陳述の場を付与することを町村長に助言すること。

　また、議員報酬額の審議に当たっては、以下のことに留意するよう併せて通知すること。

(1)　類似団体や近隣町村との単純な比較によることなく、議会・議員の活動状況を踏まえて議員報酬の水準を決定すること。

(2)　議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を削減するような議論が行われることのないよう、適切な運営を図ること。

(3)　議会における人材確保の観点から、物価の動向などの経済情勢についても考慮すること。

４　国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点及び厚生年金の適用拡大が進んでいる状況を踏まえ、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

５　「オンライン会議」による委員会の開催、タブレット端末等を活用した議会運営、音声認識システムを利用した会議録の作成、インターネットを活用した議会情報の公開や議会中継、さらには AI 技術の活用など議会のデジタル化への取組に対する技術的・財政的な支援を行うこと。また、本会議におけるオンラインの出席については、地方議会の意見を踏まえ、丁寧な検討を進めること。

＜現況・課題＞

町村議会は、地域が抱える様々な課題の解決に向け、多様な住民の声を集め、その負託にこたえて議論を重ね、地方公共団体の意思決定を行うなど、日々、精力的に活動しています。

しかしながら、近年の町村議会議員選挙においては、投票率の低下とともに、無投票当選者の割合が増加し、一部の町村では定数割れも生じるなど、議員のなり手不足が深刻化しています。

この解決のためには議会にも若者や女性の参画が重要ですが、町村議会における若者と女性が占める割合はいずれも低い水準にあります。来年の統一地方選挙を控え、一部の町村議会ではこの水準を上げるための取組を実施していますが、町村議会の取組のみでは困難であることから、この取組への財政支援や、町村全体・都道府県などの様々な主体と協働して議員のなり手不足対策に取り組むよう積極的に助言を行うことが求められます。

また、幅広い層の住民の議会への参画を促進するためには、企業や経済団体に対し就業規則に立候補に伴う休暇制度を設けることを要請するとともに、議員当選後に議会・議員活動を行っていくための労働法制における休職制度や議員を退職した後の復職制度の整備を図る必要があります。

全国町村議会議長会が実施した女性町村議員現況調査（令和７年４月１日現在）では、女性町村議員が直面している最も多い問題点が「女性議員が少ないこと」であったため、「女性議員ネットワーク」に関する調査研究を進めるとともに、当該ネットワークが女性議員の活動支援に資するだけでなく、立候補を考えている女性の相談窓口ともなるよう、情報提供や支援を行うことが必要です。

また、低額な議員報酬も議員のなり手不足の要因の１つになっていると考えられることから、議員報酬に生活給としての要素が含まれていることを明確にし、議員報酬を適正化した町村議会に対しては、報酬改定に係る増額費用を国が直接的に措置する仕組みが必要です。

その他、地方議会議員の厚生年金の加入や休暇・休職・復職制度の環境整備についても早急に実現を図るべきです。

令和５年４月の地方自治法改正により、議会の役割と議員の職務が明確化されたことを踏まえ、多様な人材の参画を促すための主権者教育を一層推進するための支援を行い、地方議会の重要性について啓発していくことが重要です。

令和３年６月に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」により、町村の議会も家庭生活との両立支援のための環境整備や性的な言動に起因する問題（セクハラ・マタハラ等）の発生防止に資する研修の実施等に取り組む必要がありますが、自主財源が乏しいことから支援が必要です。

町村議会ではタブレット端末等を活用した議会運営、音声認識システムを利用した会議録の作成、インターネットを活用した議会情報の公開や議会中継、さらには AI 技術の活用など様々なデジタル化に向けた整備が行われていますが、整備が困難な町村議会もあるため、技術的・財政的な支援を引き続き行う必要があります。

２　議会の機能強化

＜提案・要望内容＞

１　二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきであり、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。

２　条例・予算に係る一般再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めること。

３　議会の政策立案やチェック機能を強化するため、町村の議会事務局を必置制とするとともに、事務局体制強化のため、議会費に対する財政措置を充実・強化すること。

４　地方議会の意見書については、調査・分析の上、積極的に国の政策立案に活用するとともに、その結果を公表すること。

**　また、各省庁は地方議会からの意見書のオンライン提出が可能となるよう、受理体制を整備すること。**

＜現況・課題＞

日本国憲法においては、地方公共団体の基本構造として、いわゆる二元代表制を採用しています。

しかしながら、幾度の改正を経た現行の地方自治法においても、議会が活動するためには長の招集がなければならず、議会の自律性の観点からも権能が制限されています。

議長に招集権を付与することにより、議会が自ら必要と判断する時期に機動的に活動ができることとなります。

議会の議決などに異議がある場合、長が議会に対して審議と議決のやり直しを求める一般再議制度については、平成 24 年の地方自治法改正により一般再議の対象が総合計画など条例・予算以外の議決事件まで拡大し、これらの再議条件が過半数とされたところですが、条例・予算の再議決には、３分の２以上の多数が必要としており、長に優位な拒否権となっています。これを過半数とすることで執行と議決の均衡が保たれることが期待されます。

町村の議会事務局は、地方自治法において「条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。」と規定されており、必置ではありません。

また、地方公共団体の職員については原則として長が人事権を持っており、財政状況や長の政策により議会事務局職員数にも影響があります。

このため、議会事務局は執行部から独立した機関であることを法に規定することで、議会事務局が中立公正の立場で議会活動を支えることが可能となります。

地方議会の意見書には、地方が抱える問題解決に対する切実な思いが込められていることから、これを調査・分析し、国会や関係行政庁における政策立案に積極的に活用するとともに、意見書が活用され、その結果がフィードバックされれば、地方議会の政策立案に資すると考えられることから、意見書の活用結果を公表する仕組みを構築すべきです。

また、令和５年４月の地方自治法改正により地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となり、意見書においてもオンライン提出が可能となったところですが、多くの省庁において依然として受理体制が整っていないことから、この体制を整備し、より広く地方からの意見・提言を聴取し、政策に反映させる必要があります。

３　国土強靭化事業の総合的な推進と防災・減災事業の拡充

＜提案・要望内容＞

１　頻発化・激甚化する自然災害に備え、山林や河川等の地域の実態に応じて治山・治水・砂防事業等を一体的かつ効果的に推進するとともに、防災・減災の観点から、緊急輸送路や高速道路網、橋梁、上下水道、利水施設等の整備を促進すること。

２　国土強靭化基本計画及び第１次国土強靭化実施中期計画に基づき、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、資材価格・人件費高騰等の影響も踏まえ、安定的かつ十分な財源を確保すること。

３　災害復旧事業については、再度災害を防止するため、改良復旧による整備を積極的に推進するとともに、復旧事業の採択基準の緩和や災害査定等の手続きの簡素化など、早期の復旧に取り組めるよう柔軟な対応を図ること。

４　「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、対象事業を拡充し、引き続き十分な財源を確保すること。

５　「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、全国的な防災・減災事業を確実に実施する必要があることから、対象事業を拡充し、引き続き十分な財源を確保すること。

＜現況・課題＞

近年は甚大な自然災害が頻発化・激甚化していることから、その被害を最小限に食い止めるため、大震災やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務です。

今後、起こりうる災害に備えた法整備や対策の整備とあわせ、地域の防災・減災の公共事業が、柔軟かつ確実に取り組めるよう、更なる財政支援が必要です。

国土強靭化基本計画に位置付けられた防災・減災、国土強靭化のための第１次国土強靭化実施中期計画については、頻発化・激甚化する災害に対応するため、十分な財源確保が必要です。

４　地域の防災力向上と安心・安全な生活基盤の強化

＜提案・要望内容＞

１　大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギー供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。

２　災害時に避難所として使用される体育館及び集会所等における耐震化、空調設備の設置及び非常用電源の整備や、災害対応の中枢的役割を担う役場庁舎の建替え・耐震化に対し財政支援を強化すること。

３　非常用物資の購入に要する経費については普通交付税により措置されているが、地域によっては大規模災害時には、道路の寸断等が発生し、支援物資の搬入に時間を要することが想定され、より多くの物資を備蓄する必要があるため、十分な財政支援措置を講じること。

４　地域防災力を一層強化するため、消防団及び自主防災組織等の装備の充実など、活動環境の整備に係る支援を拡充すること。また、消防団の安定的な運営を図るため、消防団員の報酬等に係る財政措置を充実・強化すること。

５　災害対策基本法等に基づく緊急通行車両や指定避難所など、災害時における迅速な情報収集や住民への情報提供その他災害対応の用に供される車両又は施設等に設置される受信設備については、「日本放送協会受信料免除基準」の対象に追加すること。

６　外国資本等による森林や住宅地の買収については、貴重な森林資源や水資源を継続的に維持・保全する観点から、有効な対策を検討し、実効性のある対応を早期に実施すること。

＜現況・課題＞

災害時には、電柱倒壊による停電や交通網の寸断が被災地内外の住民生活に大きな影響を与えるため、道路ネットワークの機能強化や無電柱化の推進が必要です。

また、避難所となる体育館や集会所には、耐震化や空調設備整備が求められます。道路寸断が想定される地域では、非常用物資の備蓄拡充に向けた十分な財政措置も必要です。

消防団は地域の災害対応で重要な役割を担う一方、団員数は減少しており、地域防災力の維持・向上のため処遇改善が求められるとともに、町村で所有する消防等の緊急出動・災害対応等を目的とする公用車のテレビ機能付きカーナビについても NHK 放送受信料の徴収対象となっていることについては、 実態に即していないため免除等の措置が必要です。

これからの森林資源や水資源を維持することは安心・安全な暮らしに直結するため、外国資本等の買収によりこれらの資源に影響が出ないように対応策を検討する必要があります。

５　人口減少対策の推進と町村財政基盤の確立

＜提案・要望内容＞

１　町村が地域未来戦略を通じ、地方創生に資する取組を強力に推進することで、地域経済の拡大等による安定した暮らしの実現を図り、誰もが住み続けたいと思える魅力ある地域社会を築くことができるように、人口減少の克服と東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

　若者や女性の地域での就業を実現し、都市と地方の所得格差を是正するため、国が主導して様々な企業・大学・政府機関の地方移転と稼げる産業の地方分散を強力に推進すること。

２　都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、町村を積極的に支援すること。

　地域おこし協力隊制度について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、退任後の起業支援や地域の伝統産業の事業承継の支援などを拡充すること。

３　若者・子育て世代が安心して結婚、妊娠・出産及び子育てができる環境整備を目的とした地域少子化対策重点推進交付金の拡充をはじめ、町村が地域の実情に応じて実施する取組に対し、更なる財政支援等の充実を図ること。

　学校給食費の無償化を実施するに当たっては、小学校・中学校の同時実施を前提とした具体的方策を早期に示すとともに、費用負担については全額国費で措置すること。

４　人口減少社会において、行政サービスを持続的かつ効率的に提供していくためには、自治体間の連携をより一層推進することが有効であることから、専門人材の確保や事務の共同実施などの方策について、強力に推進すること。

５　人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図り、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

　また、「地方創生推進費」、「地域デジタル社会推進費」及び「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費、委託費の増加等による財政需要を的確に反映し、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。

＜現況・課題＞

我が国では少子化と人口減少が進み、地域活力の低下や労働力不足、社会保障負担の増大が懸念されており、これらの課題を克服するためには、東京圏への一極集中の是正や地方への人口還流の促進、結婚、妊娠・出産及び子育てへの切れ目のない支援、雇用の安定に向けた取組と財政支援の充実が必要です。

特に給食費の無償化等については町村の負担が大きくなることが懸念されていることから、物価上昇の動向及び各町村の給食費の状況を確実に把握するとともに、財政的な支援が必要となります。

また、市町村の行政体制は、広域連合、一部事務組合、機関の共同設置など様々な選択肢の中から、市町村が最も適した仕組みを自ら選択することが原則ですが、人口減少社会において行政サービスを持続的かつ効果的に提供していくためには、業務の効率化に加え、定住自立圏や連携中枢都市圏といった広域連携、自治体間の連携・協働による専門人材の確保や事務の共同実施などの取組を、より一層推進する必要があり、町村が地域の実情に応じてこれらの対策を安定的に実施するためには、地方税財源の充実や地方交付税の拡充などによる財政基盤の強化が不可欠です。

６　行政のデジタル化の推進

＜提案・要望内容＞

１　令和７年６月にとりまとめられた「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、運用経費の早期抑制に向けた取組を着実に推進すること。

２　標準準拠システムへの移行については、特定移行支援システムの移行が円滑に進むよう、引き続き、経費等に関する相談体制に万全を期すとともに、移行に係る費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行にかかる全ての費用を、国の責任において全額国費で措置すること。

システムの運用費用については、多くの町村で移行前より大幅に増加しているため、移行前の運用費用を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。

３　町村における DX の推進に当たっては、専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実すること。

４　住民の利便性の向上や町村事務の効率化に向け、マイナンバーを活用した情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うとともに、マイナンバーカードの普及をさらに促進するため、カードの利活用の機会を増やすなど住民がカード取得によるメリットを実感しやすい施策を展開すること。

また、マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国民の制度への理解促進に向けた取組の強化等により、安心してサービスを利用できる環境を整えること。

５　郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスの導入及び運営に係る経費に対する財政支援措置を継続・拡充すること。

６　公金収納における eLTAX の活用など、デジタル化の推進については、システム改修費及び収納に係る経費等、これに伴って発生する経費については国の責任において確実に措置すること。また、人的支援など地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

＜現況・課題＞

国は、令和８年３月から基幹業務システムの標準化を進めていますが、多くの町村では移行費用、運用費用ともに想定を超えて大幅に増加しており、将来にわたり町村の財政運営に影響を及ぼしているため、国が一段と踏み込んだ支援策を講じることが必要です。

また、マイナンバーカードの普及促進に沿って利活用の機会を増やし、住民にとって利便性の向上が実感できる仕組みを構築する等、全体的に均衡ある DX の推進を図っていく必要があります。

７　医師及び医療専門人材の確保

＜提案・要望内容＞

１　地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付け、地方の病院勤務で若手医師のスキルアップが担保される仕組みなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する体制を早急に確立すること。

**　また、医師と地域をマッチングするための相談窓口の充実や地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。**

２　看護師をはじめ、助産師、保健師、栄養士及び薬剤師等の専門職の養成・確保を図るとともに、給与・処遇等の改善や専門職の確保に取り組む自治体への支援を推進し、偏在の解消と地域への定着を実現すること。

＜現況・課題＞

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、医療サービスに対する需要はますます多様化するとともに、医療技術の高度化や地域包括ケアシステムの推進などを背景に、医師をはじめとする医療専門人材の育成・確保が一層重要となっています。

本県では、医師総数や医療従事者数は全国的に見て比較的高い水準にあるものの、地域間や診療科間における偏在が依然として大きく、特に町村部や小規模町村の拠点病院・診療所等では、医師をはじめ看護職員などの医療専門人材が不足している状況です。また、医師の高齢化や後継者不足、医師の働き方改革への対応に加え、看護職員等の確保も年々困難となっており、地域医療を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

さらに、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置など、医師確保対策が進められているものの、地方における医師不足の解消には至っておらず、県内のみでは必要な医師を十分に確保できていない状況が続いています。

このため、地域の実情を十分に踏まえ、地域間・診療科間における偏在の是正を図るとともに、医師をはじめとする医療専門人材の養成・確保、勤務環境の改善など、医療従事者不足地域に十分配慮した実効性のある施策を総合的に推進していくことが必要です。

８　公立・公的病院への支援

＜提案・要望内容＞

１　政策医療を担う公立・公的病院等は、救急医療、へき地医療等の地域医療における中核的役割を果たしており、こうした不採算医療を担う性格上、構造的に厳しい経営環境に置かれている。このため、経営の安定化に向け、一層の財政措置を講じること。

２　燃料や食料品、衣料品等の物価高騰、人件費等の上昇により公立・公的病院等の経営環境が厳しさを増していることを踏まえ、地域医療提供体制の維持に必要な診療報酬の適切な改定を行うとともに、社会経済情勢の変化等に機動的に対応できるよう、中間年における診療報酬の見直しの仕組みを構築すること。

３　将来の医療需要や医療提供体制の再編等を踏まえた病床機能の転換に対応する公立・公的病院等の建替え及び施設整備については、平時及び災害時を通じた医療提供体制の基盤であることから、地域医療介護総合確保基金等を活用した財政支援の充実を図るとともに、必要な予算を確保すること。

４　人口減少や医師の高齢化が進む中、へき地診療所では、将来の経営に不安を抱え、施設の老朽化への対応や医療機器の更新など必要な設備投資が継承・開業の大きな負担となっていることから、支援の拡充を図るとともに、必要な予算を確保すること。

＜現況・課題＞

地域医療の確保のため重要な役割を果たしている公立・公的病院等は、近年、多くが経営悪化や医師不足に伴う診療体制の縮小を余儀なくされるなど、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況となっています。

また、地域医療を支える公立・公的病院の確保は必要不可欠であり、公立・公的病院等への国の財政措置は、重要な施策の一つです。人口減少社会において、病院経営も厳しい状況にある中で、人口減少等を要因とする不採算部門を抱える公立・公的病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るためにも一層の財政支援措置を求めるものです。

９　障がい児（者）の支援体制の強化

＜提案・要望内容＞

１　発達障がい児(者)の早期診断による、早期支援並びに幼児期から学齢期、就労までの一貫した支援を強化するため、発達障がいの疑いのある児(者)及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、専門的知識を有する人材の養成・確保や相談・支援体制の更なる充実を図ること。

２　障がい者が地域において安心して暮らせるよう、相談支援体制の整備、合理的配慮の推進及び社会的障壁の除去に係る取組に対する財政的支援及び人材確保支援の充実を図ること。
**　また、地域が円滑に障がい者雇用を進められるよう財政支援等の適切な支援措置を講じること。**

３　地域生活支援事業については、ニーズの多様化等により事業費が増加傾向にあることを踏まえ、すべての利用希望者に必要なサービスが提供されるよう、国の責任において十分な予算総額を確保すること。

４　障がい者が 65 歳以上となっても長期施設入所が可能となるよう、制度の弾力的な運用を図ること。

５　重度訪問介護等については、障害福祉サービスの需要増及び報酬改定等により自治体負担が増加している現状を踏まえ、当該サービスの安定的かつ持続的な提供が可能となるよう、必要な財源を適切に確保すること。

６　行政処分等に伴う自立支援給付費等の返還について、町村が事業者に対する返還金の徴収に十分務めたにも関わらず回収できない場合は、回収額等に応じた国庫負担金の返還とするなど、市町村に過大な財政負担が生じないよう制度の見直しを行うこと。

＜現況・課題＞

発達障がい児や精神障がい者の増加に伴い、療育支援や相談支援に対するニーズは年々高まっていますが、町村においては、専門的人材の不足等により、十分な支援体制の確保が困難な状況にあります。このため、発達障がい児への療育支援や保護者支援、精神障がい者等に対する相談支援体制の充実に向け、人材確保及び財政支援の更なる拡充が求められています。

また、障害者総合支援法の改正により、「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点等」の整備が求められる中、施設整備事業や地域生活支援事業については、予算不足や補助率の変動等により、安定的な事業運営が困難となっているため、必要な財政措置の充実が必要です。

さらに、強度行動障害を伴う重度自閉症者等への支援や、65 歳以上の障がい者に係る介護保険制度との関係、重度訪問介護に係る自治体負担など、町村における制度運用上の課題も顕在化しており、地域の実情を踏まえた柔軟な制度運用と支援体制の充実が求められています。

10　介護予防及び介護保険制度の充実

＜提案・要望内容＞

１　高齢化による被保険者の増加に伴い、サービス利用者が大きく増加する中、介護保険制度を安定的に運営するため、国庫負担金割合の引上げや、普通調整交付金の計算方法を見直す等、財政基盤の強化を図ること。
　また、介護報酬の改定に当たっては、地域の実情も勘案し町村の意見も踏まえて保険料に及ぼす影響に留意するとともに、物価高騰、賃金上昇に適切に対応し、給付と負担の均衡に配慮すること。

２　介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため、国は責任をもって財源を確保するとともに持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

３　介護サービスを支える人材の確保・定着を図るため、介護従事者の処遇改善や人材育成を推進するとともに、小規模自治体や地理的条件が不利な地域においても安定的なサービス提供体制を維持できるよう、地域特性を踏まえた介護報酬体系とし、基本報酬等による介護事業所の経営基盤の強化を図ること。

４　特定地域制度の検討・導入に当たっては、人口減少地域における介護サービスの維持という制度の趣旨を踏まえるとともに、基準については、地域によってサービスの提供体制や質に著しい格差が生じることのないよう、必要なサービス水準の確保に十分配慮すること。

５　高齢者の自立支援および重度化防止を促進するため、フレイル予防や社会参加の促進など介護予防施策の充実を図ること。
　特に、加齢性難聴については、社会的孤立やコミュニケーション機会の減少等につながる可能性があることから、補聴器の購入及び継続使用に係る経済的負担の軽減に向けた支援制度の充実を図ること。

＜現況・課題＞

介護保険制度は、高齢化の進展や制度の定着とともに利用者が増加し、要介護者の増加による給付費の増大、介護を担う人材不足や保険料負担の増大などの課題に直面しています。

令和５年時点の県内の介護職員数は約 3.8 万人ですが、2040 年には約 4.8 万人の需要が想定され、人材不足の深刻化が見込まれています。既に人手不足により、介護施設の稼働率を 100%にできない地域も顕在化しており、外国人介護人材を含めた介護人材の養成体制確立に国を挙げて取り組み、人材確保を図る必要があります。

超高齢社会を迎える中、介護離職者ゼロによる一億総活躍社会の実現に向け、同制度が持続して運営でき、利用者へ適切なサービスが提供できるよう更なる充実を図るとともに、地域間の介護サービスの格差が生じないよう、国において所要の措置を講じる必要があります。

また、県では長野県高齢者プランにおける入職促進、資質向上、定着支援・離職防止の三本の柱により、資格取得費用の助成や再就職準備金の貸付、介護ロボットの導入補助などの事業を行っていますが、未だに介護分野の有効求人倍率は高止まりで推移し、現場の人材不足感も継続していることから、継続した事業の実施が求められています。

11　地域経済の再生・回復に向けた取組の強化

＜提案・要望内容＞

１　人口減少に伴う需要縮小や後継者問題等の構造的課題に加え、国際情勢の悪化等に伴う物価高騰等の影響により、地域経済は一層疲弊し深刻な状況が続いていることから、実情に応じた支援策を展開し、地域経済の回復まで切れ目のない対策を講じること。

２　中東情勢の悪化等に伴うエネルギー価格の高騰は、燃料や原材料、仕入れ価格の上昇を招く等、地域商工業の収益環境を著しく悪化させることから、地域商工業を底支えするため、燃油価格の補填や金融及び税財政措置等、あらゆる対策を積極的に講じること。

＜現況・課題＞

地域商工業は、人口減少に伴う需要の縮小や後継者問題等の構造的な課題に加え、昨今の中東情勢の悪化等に伴う、燃料や原材料、仕入れ価格の高騰等、収益環境は一段と厳しさを増しています。

こうした状況に対応し、地域商工業が今後も持続的に発展するためには、地域経済を支える事業者等に対する事業継続や事業再構築等の支援が必要です。

12　農業・農村施策の推進

＜提案・要望内容＞

１　農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしており、農村政策と農業政策は密接不可分であることから一体的に推進すること。

２　日本型直接支払制度の各事業の実施に当たっては、農村を下支えする地域コミュニティの活動が今後も維持・発展できるよう、担い手の確保及び事務分担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運用できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。特に多面的機能支払交付金については、農村環境の保全とともに農業の有する多面的機能の維持・発揮に資するため必要な財源を確実に確保すること。

３　燃油、資材、飼料及び肥料等の急激な価格高騰により、農業者の収益が低下していることから、補填対策等の拡充を行うこと。

４　水田政策の見直しに当たっては、水張り要件の見直しに伴う現場の混乱がないよう、きめ細かな対応をすること。
**　また、対象作物の拡大に当たっては、実需と結びつき地域で必要とされる生産に対して、充分な所得が得られるよう、支援を拡充すること。**

５　政府備蓄米の売渡しに係る買戻しや買入れについては、昨今の米穀の需給状況等を注視し、生産者の経営に影響が生じないよう適切に対応すること。
**　また、米穀の需給及び価格の安定に向けて、農家を支えるための価格下落対策を講じること。**

＜現況・課題＞

我が国の農業・農村は、国民に食料を安定供給するとともに、その営みを通じて国土の保全などの役割を果たしております。しかしながら、食料・農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化の進行等、大きく変化しています。

また、小規模農家が多く、耕地面積の約７割が傾斜地などの条件不利地という状況にある長野県においては、効率化一辺倒では整理出来ない地域の実態があり、その実態に十分配慮した政策を確立する必要があります。

13　野生鳥獣被害対策の推進

＜提案・要望内容＞

１　野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取組を積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策をさらに推進するとともに、捕獲活動及び侵入防止柵の整備等対策の一層の拡充を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金の充実等必要な財源を確保すること。

**　また、人と野生鳥獣との生活圏の棲み分けを推進するため、緩衝帯の整備など生息環境管理のための取組に対する支援を充実させること。**

**　加えて、河川敷が人の生活圏への野生鳥獣の侵入経路となっていることから、国が管理する河川について、河川敷の除草や樹木の伐採等を適切に実施すること。**

２　国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、責任を持って鳥獣被害対策を講じること。

３　新規銃猟者の育成と確保及び専門的知識を有する人材の養成を図るとともに、狩猟者の負担軽減を図るため、狩猟免許更新費用の支援など、捕獲活動経費に対する支援の拡充を図ること。

４　「クマ被害対策パッケージ」で示された事業については、地域の実情等を十分踏まえ、着実に実施するとともに、今後も必要に応じて、機動的に見直しを行うなど、クマ被害対策を戦略的に実行すること。

＜現況・課題＞

野生鳥獣による農作物被害は、依然として高い水準にあり、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、深刻な影響を及ぼしています。

これまで町村は、被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しながら侵入防止柵の整備や草刈り等の生息環境管理など、地域ぐるみの被害防止活動を進めてきましたが、今後も継続的に被害対策に取り組んでいくためにも、予算の確保が必要です。

また、生息域の拡大を効率的に防止するため、国や他県等と連携した広域的な捕獲対策の推進や駆除従事者の育成・確保を進めるとともに、人的被害を及ぼすツキノワグマをはじめとする有害鳥獣への対策が必要です。

14　道路の整備促進

＜提案・要望内容＞

１　中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図ること。

２　地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担う地域高規格道路の整備を促進するため、必要な財源を確保すること。

３　国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるとともに、県が管理する国・県道の整備及び日常的な維持管理が促進されるよう、必要な財源並びに人的体制を確保すること。また、安全・観光の面から歩道・信号機等についても地域の要望に応じた設置を促進すること。

４　国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進や安全確保を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等については更新を含めた建設、改築が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。

**　また、重点配分の決定に際しては、町村の意見を十分反映すること。**

５　急峻な地形を通る国道等においては、雨量規制区間が存在し通行止め等が発生することで地域の生活や産業活動に支障をきたしているため、こうした区間の雨量規制の解消及び緩和に向けた技術的・構造的対策の推進を図るとともに、道路の信頼性向上のため必要な財源を確保すること。

６　重要物流道路及びその代替・補完路の指定に当たっては、地域の意見を十分に反映すること。また、指定された該当道路の機能強化及び整備促進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

＜現況・課題＞

道路は、産業の発展や国民生活の利便性の向上、災害時における緊急輸送や救急医療など、欠くことのできない重要な社会基盤ですが、長野県内の道路網は未改良区間も多く存在し、そのネットワーク機能が十分発揮されるには至っておりません。

また、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の配当額が要望額に満たない状況にあり、道路建設に当たっての用地買収や橋梁の架橋が計画通りに進まない状況となっています。

道路網の整備を「費用対効果」で画一的に捉えることなく、地域の実情を十分考慮し、遅れている町村の道路整備を一層推進していく必要があります。

15　インフラメンテナンス対策の充実

＜提案・要望内容＞

１　社会資本の多くが更新時期を迎えることから、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、技術系職員の不足により、老朽化したインフラの点検・改修等に支障が生じる懸念があることから、国や県による人的支援や民間事業者の活用に対する支援に加え、財政支援の拡充を図ること。

２　橋梁・トンネルの修繕や点検については、技術的支援の体制整備や更なる財政措置を講じること。
**　特に、跨高速道路橋や跨線道路橋の点検や修繕等については、管理者である町村の財政負担が大きいため財政支援の拡充を図ること。**

３　上下水道事業が将来にわたり安定的に継続できるよう、統合、広域的な連携協力体制の構築に当たっては、国・県が主導的な役割を果たし、技術的・人的支援と併せ、財政措置の充実・強化を図ること。
**　また、地理的条件等により広域化が困難な小規模施設に対し、持続可能な運営に向けた財政・技術支援を図ること。**

４　給水人口の減少に伴うダウンサイジングを含む再構築事業や、水質検査などの維持管理に要する費用について、町村の実情に応じた財政措置を充実・強化すること。
**　特に管路施設の更新に際し、近年頻発する自然災害に備え、上下水道施設の耐震性及び安全性強化のための技術・財政両面の支援を拡充すること。**

５　「水道情報活用システム導入支援事業」は、町村が実施する上下水道の広域化と DX の推進を支援する有効な制度であるため、制度の延長を図るなど、支援を希望する町村が確実に支援を受けられる体制を整えること。

＜現況・課題＞

地域の生活・産業を支える社会資本の多くが高度経済成長期に整備され、老朽化が急速に進行しています。こうした施設の大半を管理する市町村では、点検・修繕を担う技術系職員が不足しており、財源とともに国・県・市町村が連携した計画的な対策が求められています。

長野県では、補助事業の制度化や橋梁メンテナンス支援協議会による研修、建設技術センターの技術支援などが実施されており、一定の支援体制は整っていますが、簡易点検では対応が困難な施設や、高額な修繕費を要する跨道橋・跨線橋などに対しては、町村の財政や人材では限界があり、技術・財政両面での更なる支援が不可欠です。

また、上下水道事業は、人口減少による料金収入の減少、施設や管路の老朽化、耐震化の遅れ、さらには技術職員の不足や自然災害のリスク増加など、さまざまな課題に直面しています。

そうした課題を解決し、将来にわたって安定的かつ持続可能な上下水道事業を継続していくためには、施設の計画的な更新や耐震化、広域連携の推進、小規模施設への支援、専門人材の確保・育成などを通じて、事業基盤の強化を図ることが不可欠です。

16　河川及び砂防施設の整備促進

＜提案・要望内容＞

１　治水は防災・減災の観点において国の重要施策である。町村が堤防強化対策等の事前防災対策をはじめ、護岸の整備や堆積土砂の撤去、樹木伐採等の流域治水事業を計画的に実施できるよう、その意義の周知を図るとともに、必要な財源を安定的に確保すること。

２　地方の意見や実績を十分踏まえ、上下流、右左岸のバランスを考慮しながら、直轄事業を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。

３　町村が行う防災上必要な準用河川や普通河川の改修への更なる財政支援の拡充を図ること。

４　砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策等を促進するとともに、必要な財源を確保すること。

５　土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。

６　老朽化が進む既存の砂防、地すべり、急傾斜施設等の機能回復・向上を図るため、施設の維持管理に必要な予算を確保し、事業を推進すること。

＜現況・課題＞

長野県内には千曲川、犀川、天竜川、木曽川をはじめ多くの河川があり、急峻な地形や脆弱な地質の影響で、台風や局地的集中豪雨時には堤防の決壊や河川の氾濫による甚大な被害の危険性が常に存在します。

こうした自然環境の下、町村が管理する河川の維持管理・改修には長期間にわたり財政や技術人材の不足が続いており、堤防強化や護岸整備、堆積土砂の撤去、樹木伐採等の維持管理が計画的かつ十分に実施できない現状にあります。

特に、準用河川改修事業等が適用されない普通河川の改修事業に関しては、町村の財政負担が重く、安定的かつ十分な財政支援が不可欠です。

長野県は砂防関連施設長寿命化計画を推進しており、各種施設の点検に取り組んでいますが、点検の進んでいない施設が数多く存在しています。住民の安全確保のため、特に緊急性の高い箇所は優先的に整備していく必要があります。